I はじめに

〇 計画改定の趣旨

県教育委員会は、昭和41年に第1次福島県長期総合教育計画を策定して以来、これまで5次にわたり総合教育計画を策定し、福島県における教育行政の効率的かつ効果的な推進に努めてきました。その成果と課題を踏まえ、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする第6次福島県総合教育計画を策定しました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波(以下、「東日本大震災」という。)及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う影響(以下、「原子力災害」という。)などにより、教育を取り巻く様々な状況が計画策定時の想定を大きく超えて変化していることから、見直しが必要となりました。

本県では、長期的な視野に立った上で、急激な変化にも柔軟に対応しつつ、豊かな活力ある福島県を目指して、さまざまな取組を展開しています。これから本県が、東日本大震災・原子力災害からの復興の道のりを歩んでゆくために最も重要なのは「人づくり」であり、早急に教育環境の復旧・復興を図るための教育行政を推進する必要があります。

計画策定時に示した、本県が目指す教育の理念である「"ふくしまの和"で奏でるこころ豊かなたくましい人づくり」やその方向性を示す3つの基本目標による教育の必要性はますます高まっていると考えられ、その実現に向けた20の教育施策において、必要な改定をすることとしました。

計画の基本的性格

(1)福島県総合計画「ふくしま新生プラン」(以下、「県総合計画」という。)に基づく教育分野の部門別計画

県総合計画(平成24年12月議決)の部門別計画として、基本目標や重点施策等を共有し、目指すべき教育の姿を明らかにした本県の教育指針となるものです。

(2) 教育基本法の規定による教育振興基本計画

この計画は、教育基本法第17条第2項において、地方公共団体が定めるよう努めることとされている教育振興基本計画であり、私学教育や大学教育も含めた学校教育、社会教育、生涯学習、文化及びスポーツに関する総合的な計画です。

【教育基本法(平成18年法律第120号)】

(教育振興基本計画)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

〇 計画期間

県総合計画が、30年後を展望しながら、具体的には平成24年度の改定により、平成25年度を初年度とする8か年計画とされていることを受け、計画期間は平成25年度から平成32年度までの8年間とします。

なお、計画期間中に本県の教育を取り巻く状況等が変化した場合には、必要な見直しをすることとします。

〇 計画の運用

この計画においては、県の取組の成果を示すものとして、各施策ごとに指標を設定し、この数値の改善を目指して各施策を展開します。

また、この計画の運用に当たっては、毎年度、重視する観点を定め、これに基づき実施する事業を明らかにするとともに、計画の進捗状況を点検・評価し、計画の適切な運用に努めます。

[指標の区分]

- 施策の達成度を測る指標:県の施策の努力目標
- ・ モニタリング指標:目標値の設定が困難又は不適当であるが、毎年 状況を把握し、公表することが望ましいもの